

生駒市水道事業管理規程第5号

生駒市企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

令和3年12月28日

生駒市水道事業管理者 古川文男

生駒市企業職員就業規程の一部を改正する規程

生駒市企業職員就業規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「特別休暇（別表第2の17の項の休暇を除く。）に」を「別表第2の5の項、7の項、8の項及び15の項の特別休暇について」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特別休暇（別表第2の5の項、7の項から10の項まで、15の項、18の項、23の項及び24の項の休暇を除く。）の単位は、1日、半日又は1時間とする。ただし、同表の17の項の休暇の単位は、1日又は半日とする。

第14条に次の3項を加える。

4 別表第2の5の項、7の項から9の項まで、15の項及び18の項の休暇の単位は、1日とする。

5 別表第2の10の項、23の項及び24の項の休暇の単位は、1分とする（23の項の休暇の単位については、1時間も可とする。）。

6 第3項から前項までの規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等に係る特別休暇の単位は、管理者の定めるところによる。

第17条第1項中「6の項及び7の項」を「7の項及び8の項」に改める。

第19条第3項中「6の項」を「7の項」に改め、同条第4項中「7の項」を「8の項」に改める。

別表第2の3の項を次のように改める。

| | |
|--|-------------------|
| <p>3 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{ししょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 18 条第 2 項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p> | <p>必要と認められる期間</p> |
|--|-------------------|

別表第 2 中 2 3 の項を 2 7 の項とし、同表の 2 2 の項中「女性職員が」の次に「母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）の規定による」を加え、同項を同表の 2 5 の項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

| | |
|---|-------------------|
| <p>26 女性職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p> | <p>必要と認められる期間</p> |
|---|-------------------|

別表第 2 中 2 1 の項を 2 3 の項とし、2 0 の項を 2 2 の項とし、2 3 の項の次に次の 1 項を加える。

| | |
|---|-----------------------------|
| <p>24 妊娠中の女性職員が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるとき</p> | <p>適宜休息し、又は捕食するために必要な時間</p> |
|---|-----------------------------|

別表第 2 中 1 9 の項を 2 0 の項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

| | |
|---------------------------|-------------------|
| <p>21 地震、水害、火災その他の災害又</p> | <p>必要と認められる期間</p> |
|---------------------------|-------------------|

| | |
|--|--|
| は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | |
|--|--|

別表第2中18の項を削り、17の項を18の項とし、16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、18の項の次に次の1項を加える。

| | |
|--|-----------|
| <p>19 地震、水害、火災その他の災害により次の各号のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>(2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p> | 7日の範囲内の期間 |
|--|-----------|

別表第2の14の項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項を同表の15の項とし、同表の13の項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項を同表の14の項とし、同表の12の項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項を同表の13の項とし、同表の11の項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項を同表の12の項とし、同表中7の項から10の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の6の項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項を同表の7の項とし、同表の5の項の次に次の1項を加える。

| | |
|---|-------------------------------|
| 6 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 1の年度において5日(当該通院等が体外受精その他の管理者が |
|---|-------------------------------|

められる場合

定める不妊治療に係るものである場合には、10日)の範囲内の期間

別表第2に備考として次のように加える。

備考 18の項の休暇の期間における育児休業をした職員の勤続期間の計算については、同項の規定にかかわらず、管理者が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に行われた改正前の別表第2の6の項の規定による申出は、改正後の別表第2の7の項の規定による申出とみなす。